

いじめ重大事態調査結果報告書（公表版）

藤沢市教育委員会

1 はじめに

本市立学校（以下、「学校」という。）において、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項第1号規定のいじめ重大事態事案（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い）が発生し、藤沢市教育委員会は、藤沢市長に対し、2024年8月28日、その発生を報告した。学校内に設けたいじめ問題調査委員会がその調査を実施し、調査結果報告書を取りまとめ、藤沢市教育委員会が藤沢市長に対し、2026年1月16日、調査結果報告書を基に報告した。

2 いじめの概要

本調査において、いじめの被害を受けた疑いのある児童（以下、「対象児童」という。）は、対象児童と一定の人的関係にあった児童から、暴力や持ち物を壊されたことがあり、また、別の児童から、暴力があったと認められた。対象児童は、これらの行為に苦痛を感じていたと考えられるため、これらの行為は、法第2条規定の「いじめ」にあたる。

3 学校の対応

学校は、本件を法のいじめであると認知することに相当程度の時間がかかり、組織的対応についても課題が見られた。この点、学校として、学校のいじめ防止基本方針（以下、「学校方針」という。）を教職員に周知していなかったことや、本件にかかわった教職員において、法のいじめやいじめの対応についての理解不足であったことが分かった。また、児童に対するヒアリング状況についても、複数の改善点が見られた。

4 学校の再発防止策

本調査において、学校は、教職員に対し、前記課題があったことと、その課題改善に向け、次の再発防止策を周知し、再発防止に努める。

（1）学校いじめ防止基本方針の周知や見直し

学校は、教職員に対し、学校方針を周知するため、学校要覧に記載・配布し、教職員が目に触れ、確認しやすい環境を作る。さらに、年3回（学期ごとに1回）、職員会議などで、管理職などから教職員に対し、学校方針の内容を確認し、教職員一人ひとりが学校方針を正しく理解することで、すべての教職員が学校方針に則った対応を行うことにより、「いじめ」の再発防止、「いじめ」の早期発見に努める。

また、学校は、2025年度中に学校方針を改訂する。そして、今後も、適宜、学校の実情などに応じ、内容を見直し、教職員の「いじめ」への対応方針を定め、児童や保護者の安心に繋がるように努める。

（2）「いじめ」の理解促進

学校は、教職員に対し、「いじめ」の正しい理解の促進のため、年3回（学期ごとに1回）、

職員会議などを通じ、管理職などから教職員に対し、「いじめ」の定義や具体例を提示し、抽象的な児童間トラブルや具体的な「いじめ」の整理を行う。その際、学校方針だけでなく、市教委の教育指導課が主催するいじめ防止担当者会や児童支援担当者会で配布される資料などを用い、「いじめ」の理解を深めていく。

「いじめ」を複数の大人で発見していく環境を整えていくため、日頃より、管理職などから、教職員に対し、「いじめ」は組織で対応する必要があること、「いじめ」の発見や対応に悩んでいる教職員が相談しやすい職場環境を醸成すること、あわせて、適宜、交換授業などを実施し、複数の大人で児童らの様子を確認することが肝要である。そこで、学校として、これまで以上に、学年の教職員間、児童支援部内、管理職との間で情報共有及び情報連携に努め、教職員間にとどまらず、児童が教職員に相談しやすい関係性を醸成することにより、「いじめ」を見落とさない環境を構築していくことに努める。

さらに、市教委の指導主事やいじめ防止対策担当スクールカウンセラーが学校の教職員に向けて実施するいじめ防止研修を積極的に活用し、「いじめ」の理解や「いじめ」の対応を振り返る機会にしていく。

(3) 適切な事実確認の方法の周知

学校は、教職員に対して、適切な事実確認の方法について、全教職員が参加する会議などを通じて周知する。その際、管理職などから教職員に対し、適切な事実確認の考え方や具体例を提示し、教職員のヒアリングスキル向上に努める。

(4) 校内のいじめ防止対策組織の開催方法の見直し

学校は、学校方針記載の校内のいじめ対策組織の設置及び運営、会議の開催方法などを、次のとおり見直し、教職員に対し周知する。

- ① 教職員が「いじめ」を発見し、または、相談を受けた際には、まず、当該学年の教職員と情報を速やかに共有する。また、必要に応じ、管理職や児童支援担当教諭に対しても、速やかに報告する。
- ② 複数の教職員で、前記4（3）記載の事実確認を行う。
- ③ 当該学年の教職員、管理職、児童支援担当教諭、養護教諭、校内スクールカウンセラーなどの中から集まれる複数の教職員で、速やかに校内のいじめ防止対策組織を開催し、前記の事実確認をもとに、「いじめ」の有無、認知、今後の対応を協議する（臨時の校内いじめ防止対策組織）。
- ④ 管理職、児童支援担当教諭、養護教諭、校内スクールカウンセラーが、少なくとも月に一度、校内のいじめ防止対策組織を定期的に開催し、「いじめ」の事案について、進捗や方針の確認を行う。なお、事案により、適宜、ほかの教職員も参加をする。

(5) 児童らに対する「いじめ」の未然防止対策

学校は、児童らに対し、各学年の実態に応じた「いじめ」に関する授業などを適宜実施し、学校全体として「いじめ」の未然防止を図り、再発防止に努める。

以上